



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	従業者が作成した著作物の利用関係が争われる事例における「公表名義」要件の意義：講習資料職務著作事件
Author(s)	藤野, 忠
Citation	知的財産法政策学研究, 14, 355-378
Issue Date	2007-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/43508">https://hdl.handle.net/2115/43508</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	14_355-378.pdf



従業者が作成した著作物の利用関係が争われる  
事例における「公表名義」要件の意義  
— 講習資料職務著作事件 —

東京地裁平成18年2月27日判決

平成17年(ワ)第1720号 著作権 民事訴訟事件(判時1941号136頁)

藤野 忠

【事実の概要】

原告A(以下「X」)は、被告会社(高砂熱学工業株式会社。以下「Y1」)の元従業員であり、在職中の平成10年度から平成12年度まで、被告工業会(社団法人日本計装工業会。以下「Y2」)の規程に基づいて行われる計装士技術維持講習(以下「維持講習」)<sup>1</sup>において「空調技術の最新動向と計装技術」というテーマの講習(以下「本件講習」)の講師を務めたが、平成13年4月、Xが東京本店計装システム部から他部署に異動となったのに伴い、後任として同計装システム部に所属する訴外Bが本件講習の講師を務めることになった。

Bは、平成13年度及び平成14年度に本件講習の講師を務めたが、その際、Xが作成した平成12年度の本件講習の講習資料(以下「12年度資料」)の

---

<sup>1</sup>「計装士」は、計測制御機器の取付工事やそれに伴う配管・配線工事の設計や監督を行う専門家の認定資格であり、Y2はその資格認定機関として、維持講習が毎年1回行われること、計装士は5年ごとに維持講習を受講しなければならないこと、及び維持講習の内容の範囲を自らの内部規程によって定めていた。また、維持講習を構成する各講習のテーマは、Y2の研修委員会で具体的に決定され、その講師はY2の依頼を受けて会員企業から派遣された者(4、5社から1名ずつ)が、原則同じテーマで5年間継続して担当することとされていた。

記述の大部分をそのまま用いた上で、一部を改変するなどして、講習資料（以下「13年度資料」及び「14年度資料」）を作成した。

そこで、Xは、Y1において、従業員である訴外Bをして13年度資料、14年度資料を作成させ、Y2において、複製された同資料を配布するなどして、共同してXの著作権（複製権、口述権）及び著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権）を侵害したと主張し、Y1、Y2に対し、著作権及び著作者人格権の侵害による損害計600万円の支払いと謝罪広告を求めたほか、Y2に対して13年度資料、14年度資料の廃棄を求めた。

これに対し、Y1らは、X作成に係る前記資料は、職務著作としてY1が著作者となるものであってXは著作者ではない、また、職務著作でないとしてもその複製については原告の許諾を受けており、改変については著作物の性質並びに利用の目的及び態様に照らしてやむを得ないものと認められる、などと主張して争った。

## 【判旨】

### 請求棄却

#### 1 12年度資料についての職務著作の成否について

「維持講習の講習資料集の体裁は、前記...のとおりであり<sup>2</sup>、これによれば、12年度資料には、講師名として原告の氏名が表示されるのみであり、

<sup>2</sup> 維持講習においては、個々のテーマごとの講習資料を合綴した講習資料集が用いられており、その表紙に、当該年度、講習タイトル等とともにY2の名称が記載されていた。また、個々のテーマごとの講習資料（12年度資料もその一つである）には、それぞれ表紙が付され、その表紙においては、テーマが表示された箇所の下部にある「講師」という表示に続いて、「講師の所属部署・役職・氏名」が表示されていた（当事者の主張によれば、具体的には「Y1東京支店 計装システム部 部長A」と表記されていたようであり、本件控訴審判決（知財高判平成18年10月19日・最高裁 HP（平成18（ネ）10027）でもその旨が認定されている）。

著作名義については、その表示がなされていないか、あるいは、講習資料集の表紙に表示されている被告工業会の著作名義と解すべきであり、被告会社の著作名義で公表されたと認めることはできない。」

「以上からすれば、12年度資料は、被告会社の発意のもと、被告会社の業務従事者である原告が、職務上作成したものであると認めることができるが、被告会社名義で公表されておらず、公表されるべきものであったということもできないから、被告会社の職務著作とはいえず、被告会社がその著作者となるとは認められない。」

#### 2 複製権侵害の成否について

「原告は、Bが被告会社における職務として維持講習を行うに当たり、12年度資料を複製して、13年度資料及び14年度資料を作成することを、黙示に許諾していたものと認めることができる。」

「したがって、...13年度資料及び14年度資料は12年度資料の複製物と評価できるものであるものの、これらの作成や交付は、12年度資料についての原告の複製権を侵害するものではないと認められる。」

#### 3 氏名表示権侵害の成否について

「12年度資料の表紙に講師として記載されている原告の氏名の表示は、あくまでも当該維持講習の講師名を表示するものであって、12年度資料の著作名義を表示するものとはいえず、氏名表示権の、著作者名を表示するかしないかを選択する権利であるという側面からみた場合、原告は、12年度資料について、少なくとも、原告の氏名を著作者名として表示しないことを選択しているものと解される。そうすると、13年度資料及び14年度資料に講師名としてBの氏名を付するとともに、その他は、12年度資料及び同資料を含む講習資料集と同様の表示をして、平成13年度及び平成14年度の維持講習の講習資料集を作成し、使用することは、著作者名を表示しないこととした原告の措置と同様の措置をとっていることになるから、著作者名の表示に関する原告の当時の意思に反するものではなく、原告の氏名

表示権を侵害するものとはいえないと解するのが相当である。」

#### 4 同一性保持権侵害の成否について

「著作者の有する同一性保持権は、著作物が、著作者の思想又は感情を創作的に表現したものであり、それによって、著作者に対する社会的な評価が与えられることから、その同一性を保持することによって、著作者の人格的な利益を保護する必要があるとして設けられているものであり、「意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。(著作権法20条1項)」という文言でその趣旨が表現されているものと解される。そして、意に反するか否かは、著作者の立場、著作物の性質等から、社会通念上著作者の意に反するといえるかどうかという客観的観点から判断されるべきであると考えられる。」

(意に反する改変に当たるか否かを判断する際に検討した事情は)「同一性保持権侵害の例外として認められる「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」(著作権法20条2項4号)に該当するか否かにおいても、同様に考慮されるべきものであると解される。」

「変更箇所一覧表記載の各変更部分については<sup>3</sup>、いずれも同一性保持権

<sup>3</sup> 本判決で認定された変更箇所は、一般的な読み方を示す言葉への置換え(「ハセップ」「ハサップ」(一覧表番号2、8))、より一般的に用いられている用語への置換え(「国際化・デジタル化」「IT化」(一覧表番号2))、抽象的・専門的な表現からより平易な表現への置換え(「BA分野ではコンピュータとネットワークのビッグバンが起きつつあり」「空調計装分野ではコンピュータとネットワークの急激な技術革新が起きつつあり」(一覧表番号2))「氷蓄熱システムは、水蓄熱に比べて約7倍の高密度蓄熱のため、建築的な制約を受けずに十分な蓄熱ができる」

「氷蓄熱システムは、水蓄熱に比べて約1/7倍程度の水槽容量ですみ、所要スペースの確保が容易である」(一覧表番号5)「2~3年後には、ビル全体のネットワークの主流の一つとなることは容易に想像できる」「2~3年後にはビル全体ネットワークの主流の一つとなる可能性もある」(一覧表番号14)等、資料全体の

の侵害とはならない。」

#### 【評釈】判旨の理由付けに疑問あり

##### 1 はじめに

本件は、原告たる従業者Xが職務に関連して作成した著作物(講演資料)を使用者(法人)Y1及び第三者Y2が複製・改変して利用する行為が問題となった著作権侵害訴訟であり、(1)著作物の職務著作該当性と、(2)著作権・著作者人格権侵害(複製権、氏名表示権、同一性保持権侵害)の成否の2点を中心に争われたものであるが、裁判所は、(1)について、公表名義要件を充足しないという理由で当該著作物の職務著作該当性を否定(著作権は従業者に帰属)しつつ、(2)で著作権侵害の成立を否定して、結論としては従業者側の請求を退けた。

著作物の職務著作該当性が争点となった裁判例は、これまでも多数紹介されているが、本件は、職務著作の要件のうち、「公表名義」要件の充足性のみが否定されて職務著作に該当しないとされた、という点で珍しい事例であるといえ<sup>4</sup>、また、その判断が、著作物の作成者たる従業者と使

---

ページ数を増やさないための変更(具体例を3つから2つに減少させた(一覧表番号10))、最新情報の盛り込み、説明事項の追加(環境省の平成13年報告書での公表内容の記載の追加(一覧表番号4)、コージェネレーションガスシステム(CGS)に関する説明の記載の追加(一覧表番号6)等)などであり、裁判所はこのうち、  
~ について「改変」に該当しないとし、  
、 については「やむを得ない改変」にあたる、としている。

<sup>4</sup> これまで「公表名義」要件の充足性が否定された裁判例としては、大阪地判平成7年3月28日(商品カタログ写真)・知裁集27巻1号210頁、東京地判平成9年3月31日〔在宅介護書籍第一審〕・判時1606号118頁、東京高判平成14年10月17日〔歌謡曲レコード〕・最高裁HP(平成11(ネ)3239)、東京地判平成17年3月15日〔燃えつきるキャロル〕・判時1894号110頁、東京地判平成17年9月28日〔神聖館暦〕・最高裁HP(平成16(ワ)4697)などがあるが、  
、  
、 の判決においては、いずれも「職務上作成」要件が否定されており、「公表名義」要件を満たさないことのみ

用者(法人)の間で争われた訴訟類型においてなされた、という点においても、事例としては貴重なものといえる<sup>5</sup>。

また、職務に関連して作成される著作物が職務著作に該当しない場合に、当該著作物を利用する法人ないし第三者と、作成者たる従業者との間で一定の利害調整を図る必要性が従来から説かれているところ<sup>6</sup>、Y1及びY2の著作物の利用の可否をめぐる本判決の判断は、実務上生じることが多い同種事例の解決策を模索する上で、一定の示唆を与えてくれるものといえる<sup>7</sup>。

を理由として職務著作該当性が否定されるのは稀であるといえる。

<sup>5</sup> 裁判所における「公表名義」要件の解釈と訴訟類型の関連について論じるものとして、潮海久雄『職務著作制度の基礎理論』(東京大学出版会、2005年)31-33頁。潮海教授が指摘されるように(潮海・前掲32頁)著作権侵害訴訟である本件においては、職務著作該当性判断が侵害成否の結論に直結するものではない。しかし、これまで「公表名義」要件充足性が争点となった裁判例の多くが、使用者(原告)と第三者(被告)間で争われたもので、作成者が直接関与していなかったものであったことを鑑みると、「創作過程に最も関与した当事者間で争う事例」(潮海・前掲31頁)といえる従業者・使用者間の訴訟類型においてなされた判断には、一定の意義があると考えられる。なお、他に同様の訴訟類型の下で「公表名義」要件が争点となったものとして、名古屋地判平成7年3月10日〔在庫管理プログラム〕・判時1554号136頁、東京高判平成12年10月26日〔VERITAS テキスト控訴審〕・最高裁HP(平成11(ネ)5784)、東京高判平成16年11月24日〔トラキア控訴審〕・最高裁HP(平成14(ネ)6311)、東京地判平成16年11月12日〔創英書籍〕・最高裁HP(平成16(ワ)12686)、東京地判平成17年12月12日〔人工衛星プログラム〕・最高裁HP(平成12(ワ)27552)などがある。

<sup>6</sup> 特に議論されているのが、著作物の制作を委託した第三者と受託元の従業者(作成者)との関係であり、第三者が「公表名義」要件を充足することが困難であることを前提に、黙示の譲渡契約等や権利不行使同意の存在を擬制することによって、実際上の不都合を解消することを示唆する見解も出されている(田村善之『著作権法概説(第2版)』(有斐閣、2001年)384-385頁、野一色勲「法人著作と退職従業者」民商法雑誌107巻4・5号613-614頁(1993年)など)。本件においても、本件講習の実施主体であり、実質的な講習資料の利用主体であるY2が上記「第三者」に類する地位にあるといえる。

<sup>7</sup> 実務上、このような事例が頻繁に生じる背景には、そもそも従業者が作成した成

## 2 職務著作の成立要件

一般的な著作物についての職務著作の成立要件は、「法人その他使用者の発意」に基づき、「その法人等の業務に従事する者」が、「職務上作成」する著作物で、その法人等が「自己の著作の名義の下に公表するもの」の著作者であること、及び、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと、であるが(著作権法15条1項)本件で争われたのは、「発意」要件、「職務上作成」要件、「公表名義」要件の3点についてであった。

このうち、については、本件講習のテーマの内容がXの業務と密接に関連していた、あるいはY1の業務命令によりXに代わって他の社員が講演を行ったことがあった、という本判決での認定事実に基づく限り、Xの講師業務及びそれに用いるための資料作成は、まさに職務上に行われたもの、ということができ、「職務上作成」要件の充足性を肯定した裁判所の判断は妥当であると思われる<sup>8</sup>。

果物が著作物に該当するという認識が使用者・従業者双方に乏しく、成果物を公表する時点で「公表名義」といった形式的要件を充足させることに思いが至らない、という実情がある。あらかじめ契約、勤務規則で別段の定めをしておく等、事前の措置を講じられるのであればそれにこしたことはないのであるが、権利が作成と同時に自然発生し、しかも権利が生じているか否かを明確に判断することが困難な著作権について、当事者に万全の策を講じることを求めるのは酷であり、それゆえ柔軟な法解釈により、当事者間の利害調整を図っていく必要も認められるように思われる。

<sup>8</sup> この点につき、研究会の席上で「そもそも部外で講演を行うための資料作成といった行為は「職務上」行われたものとはいえないのではないか」という指摘もなされたが、Xのような高い職位(12年度資料の作成時には「計装システム部の担当部長」の職にあったと認定されている)にある者は、自己の業務として対外的な講演等の活動を行うことも、与えられた地位に付随する職務上の義務として予定されていると理解するのが通常であり、企業実務の感覚に照らせば、「職務」の範囲を上記のように狭く解することには違和感があるといわざるを得ない。

また、についても、従来の多数説は、著作物作成の意思が「間接に」使用者の判断にかかっているれば、具体的な指示がなくても「発意」の存在を認めており<sup>9</sup>、講習資料の作成にあたって社外用務嘱としての社内の正式な承認手続がなされていた、という本件の事情の下では、少なくとも間接的には使用者の肯定的判断が認められるといえるから、この点についても裁判所の判断は妥当といえる。

### 3 「公表名義」要件の充足性判断について

#### (1)問題の所在

本件においては、著作物である12年度資料の表紙にXの氏名が講師名として表示されており、また法人側の名称としては、Xの氏名と併記された所属部署・役職の記載に含まれるY1の名称と、本件著作物を含む講習資料集の表紙に付されたY2の名称しか表示されていなかったため、法人が「自己の著作の名義の下」に著作物を公表した、といえるか、が争われることになった。

そして、裁判所は、結論として12年度資料を「無名又は第三者名義」の著作物と認定した上で、著作権法15条1項の文言に即した形式的解釈によって「公表名義」要件充足性を否定している。

しかし、これまでの裁判例や学説は「公表名義」要件充当性を判断する上で、必ずしもこのような形式的解釈のみに拠っているわけではない。そこで、以下では、従来の学説・裁判例を概観しつつ、本判決における上記判断の妥当性について検討を加えていくこととしたい。

#### (2)従来の学説・裁判例

著作権法15条1項が「自己の著作の名義」を要求する趣旨としては、

<sup>9</sup> 加戸守行『著作権法逐条講義〔五訂新版〕』（著作権情報センター、2006年）144頁、半田正夫『著作権法概説〔第12版〕』（法学書院、2005年）65頁、森義之「職務著作」牧野利秋＝飯村敏明編『著作権関係訴訟法』（青林書院、2004年）238頁など。

法人等に著作者としての地位を認める、という当事者の意思を推測する、という対内関係的意義、及び 法人等が著作者であることについての対外的信頼を保護する、という対外関係的意義が挙げられることが多い<sup>10</sup>。

しかし、その一方で、多くの未公表著作物や無名・第三者名義の著作物が日々生み出されている現状下では、「公表名義」要件が上記の趣旨にそった機能を果たしていない、という指摘もなされており<sup>11</sup>、同要件の具体的解釈をめぐっては、むしろ著作権法15条1項の条文を字句どおりに解釈した場合の不都合性を念頭に置いた見解も多く示されてきた<sup>12</sup>。

そして、特に未公表著作物に関しては、「著作者は著作物作成の時点で確定している必要がある」という原則に従って、

1)「公表名義」要件の充足性は、実際の公表の時点で判断するのではなく著作物作成の時点で名義を付すものとして予定されているか否かにより判断し、「法人名義で公表される予定」があるものは同要件を満たす。

2) 公表が予定されていない著作物についても、「仮に公表するとすれば法人の名義を付すような性格」のものであれば、「公表名義」要件を満たす。

といったように、実質的判断を踏まえて「公表名義」要件を柔軟に解釈す

<sup>10</sup> 潮海・前掲注5)21頁。作花文雄『詳解著作権法〔第2版〕』（ぎょうせい、2002年）188-189頁も同旨。

<sup>11</sup> 潮海・前掲注5)28-29頁。また、新設された著作権法15条2項が、プログラムの著作物について「公表名義」要件を不要としたことは、著作物一般について、公表要件が立法上絶対不可欠な要件ではないことを示しており、明文上あるにしても、同要件を柔軟に解釈する可能性を正当化しうる、とする見解もある（辰巳直彦「法人著作」民商法雑誌107巻4・5号548頁（1993年））。

<sup>12</sup> 特にプログラムの著作物（昭和60年著作権法改正前に作成されたもの）については、公表を予定していないものが多く、また公表する場合でも第三者たる制作委託者の名義で公表されるケースが多いことから、不都合性が強調されることが多かった。

る裁判例が多く<sup>13</sup>、多くの学説もこれを支持している<sup>14</sup>。

一方、既に公表された著作物に関しては、公表時の名義が明らかになっていることから、未公表著作物とは事情が異なるように思われるにもかかわらず、裁判所は「公表名義」の認定、及び「公表名義」要件の解釈の二点において相当柔軟な解釈を試みている。

まず、「公表名義」の認定に際しては、作成者の名義が使用者たる法人の名義と併記されている場合(あるいは作成者の名義のみが表記されている場合)であっても、

*3 - A) 作成者名義が内部分担表示か対外的な著作者人格の表示か、を実質的に判断し、前者であれば「公表名義」要件を満たす。*

という実質的判断を経ることによって「公表名義」要件充足性を認めた裁判例が多数出されており<sup>15</sup>、学説においてもこれを支持する見解が多い<sup>16</sup>。

また、そもそも、著作者表示としての使用者法人名の表記がなされているとは明確には言いづらい場合であっても、「法人名義」の存在を認める裁判例すら散見される<sup>17</sup>。

<sup>13</sup> 東京地判昭和60年2月13日〔新潟鉄工第一審〕・判時1146号23頁、東京高判昭和60年12月4日〔新潟鉄工控訴審〕・判時1190号143頁、名古屋地判平成7年3月10日〔在庫管理プログラム〕・前掲注5)、東京地判平成7年10月30日〔システムサイエンス〔本案〕〕・判時1560号24頁、東京地判平成17年12月12日〔人工衛星プログラム〕・前掲注5)など。

<sup>14</sup> 田村・前掲注6)384頁、加戸・前掲注9)146頁、辰巳・前掲注11)550-551頁、作花文雄『著作権法 基礎と応用〔第2版〕』(発明協会、2005年)78-79頁など。

<sup>15</sup> 東京地判平成7年12月18日〔ラストメッセージ〕・知裁集27巻4号787頁、東京地判平成11年10月29日〔VERITAS テキスト第一審〕・最高裁 HP(平成9(ワ)14979)、東京高判平成12年10月26日・前掲注5)など。

<sup>16</sup> 斉藤博『著作権法』(有斐閣、2000年)119-120頁、潮海・前掲注5)27-28頁、加戸・前掲注9)146頁、森・前掲注9)243頁など。

<sup>17</sup> 東京地判平成8年9月27日〔四進レクチャー第一審〕・判時1645号134頁は、著作

続いて、「公表名義」の認定によって、「無名」又は「第三者(作成者本人の名義である場合も含む)」の名義で公表されたと判断される場合であっても、「公表名義」要件の解釈に際して、

*4 - A) 実質的に、作成の時点で公表の際に法人名義で公表する性質を有していたといえる著作物であれば、実際の公表時に無名又は第三者名義であったとしても「公表名義」要件を満たす。*

という柔軟な姿勢をとり、著作物の性質、作成・公表の経緯を考慮して「公表名義」要件を満たすと判断した裁判例が見受けられ<sup>18</sup>、このような実質的解釈を支持する見解も出てきている<sup>19</sup>。

このような考え方に対しては、著作権法15条1項の条文構造に反し、権

物に付された「四谷大塚進学教室」との表示が、第三者の主催する日曜教室の名称を表示したものと解される余地があるにもかかわらず、当時の原告の商号が「有限会社四谷大塚進学教室」であることを「考慮」して、当該著作物が法人名義で公表されたものと判断した。また、東京地判平成9年3月31日〔在宅介護書籍〕・前掲注4)は、「制作」との用語については...書籍の奥付においてこれを著作者の表示として用いることがあるかどうかについては、直接これを認定しうる証拠はない」と認めつつも、著作物(書籍)の奥付になされていた「制作株式会社乙社」という表記を「被告乙社が著作した趣旨で」付した著作名義と認定判断している。

<sup>18</sup> 例えば、東京地判平成14年11月14日〔トラキア第一審〕・最高裁 HP(平成13(ワ)15594)では、第三者名義で公表されたゲームソフトにつき、著作物作成の経緯を踏まえて職務著作該当性が肯定されている(なお、この事件の控訴審(東京高判平成16年11月24日・前掲注5)では、争点が使用者法人与第三者の共同名義で公表されたゲームソフトの職務著作該当性だけに絞られており、上記判断の当否については判断されなかった)。また、大阪地判平成16年1月15日〔クレイジーレーサー中間判決〕・最高裁 HP(平成14(ワ)1919等)では、被告(第三者)の名義で公表されたパチスロ機のキャラクターにつき、原告(使用者)が作成した同種の著作物が原告名義で公表されていたことなどから職務著作該当性が肯定されている。

<sup>19</sup> 潮海・前掲注5)25-28頁。辰巳・前掲注11)552頁。文化庁「コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議報告書」民商法雑誌107巻4・5号622頁(1993年)も参照。

利関係を明確化し著作物の円滑な利用を促進するという立法趣旨にも沿わない、としてこれに反対する見解も存在する。

例えば「公表名義」の認定に関する上記3-A)説に対しては、

3-B)作成者名義の存在によって作成者個人を特定することができる場合には、「公表名義」要件を満たさない。

という有力な反対説が存在するし<sup>20</sup>、「公表名義」要件の解釈をめぐる上記4-A)説に対しても、著作権法15条1項の文言(及び同2項の反対解釈)や、現実に法人等が自らの意思により法人名義以外で公表した場合にまで法人を著作者とする必要はない、といった観点から、

4-B)法人等の意思により無名又は他人名義で公表された著作物の場合、「公表名義」要件を満たさない。

という形式的解釈による反対説が説かれているところである<sup>21</sup>。

しかし、論者が指摘するように<sup>22</sup>、近年の裁判例の中には、著作物が既に公表されたものであるか否かを問わず、実質的な解釈手法を用いることによって「公表名義」要件充足性を認めたものが多く、逆に、形式的解釈により職務著作該当性が否定された事例は決して多くはないように思われる<sup>23</sup>。

<sup>20</sup> 田村・前掲注6)385頁、金井重彦=小倉秀夫編『著作権法コンメンタル(上巻)』(東京布井出版、2000年)263頁〔小畑明彦執筆〕

<sup>21</sup> 野一色・前掲注6)614頁。文化庁報告書・前掲注19)134頁も参照。

<sup>22</sup> 潮海・前掲注5)24-25頁。

<sup>23</sup> このような形式的解釈により「公表名義」要件充足性を否定した裁判例として、大阪地判平成7年3月28日〔商品カタログ写真〕・前掲注4)、東京地裁平成17年9月28日〔神聖館曆〕・前掲注4)などがある。前者は、「公表の時点において法人等の著作名義が付されていないものは、「公表するとすれば法人等の名義を付するよう

### (3)本判決の検討

既述のとおり、本判決は名義認定の段階でX・Y1双方の名義の存在を否定し、「無名又は第三者名義」の著作物とした上で、「被告会社名義で公表されておらず、公表されるべきものであったということもできないから、被告会社の職務著作とはいえない」という著作権法15条1項の文言に即した解釈によって、12年度資料の職務著作該当性を否定している。

本判決が指摘するとおり、一般的に講習における講師とその資料の作成者が異なることは良くあることといえ、講師名としてのXの氏名の記載をもって「作成者(従業者)名義あり」というのは困難であると思われる。また、Y1の名称が記載されているといっても、それはあくまで「所属部署・役職」の表示に含まれるものに過ぎない以上、それをもって直ちに「法人名義あり」とするの無理があるといわざるを得ない。したがって、12年度資料について、「無名又は第三者名義」とした本判決の名義認定は一応是認することができる。

しかし、本判決が、「無名又は第三者名義」と認定した著作物について、「被告会社名義の著作名義で公表されたと認めることはできない」ということの一事をもって職務著作該当性を否定したのは、先に挙げた下級審裁判例の動向や「公表名義」要件の趣旨に照らしても、いささか形式的な判断に過ぎるように思われる。

なぜなら、従業者(作成者)・法人ともに「著作物」としての認識を有

な性格の著作物」という余地はない」としたものであるが、既述のとおり「職務上作成」要件該当性が合わせて否定されているし、後者は「第三者名義が付されたものについても職務著作が成立するという解釈は著作権法15条の明文規定に反する」としたものであるが、侵害成否が争われている書籍(曆)の著作物性が限られた範囲でしか認められていないなど、いずれも事案全体を通じてみると法人(利用者)側の請求を退けるのが妥当といえるものであり、その分個々の要件の充足性も否定されやすい事例であったように思われる。

しないまま日々大量の作成物が会社内で生み出されている現状においては、「当事者の意思を推測する」という対内関係の意義を過度に重視すべきではなく<sup>24</sup>、また、性質上法人名義で公表される性格の著作物であれば、「無名又は第三者名義」で公表されているからといって法人が著作者であるという対外的信頼が直ちに失われるとは考えにくいのであって<sup>25</sup>、このような事情の下では、積極的な意義を見出しにくい「名義の有無」という形式面に着目して判断を下すより、著作物の性質、作成・公表の経緯から実質的な判断を下した方が、妥当な結論を導きやすいといえるからである。

そして、近時の下級審裁判例が、名義の認定及び「公表名義」要件の解釈に際して実質的判断を行うことが多くなっている背景にも、上記のような事情が一定程度反映されているように思われる。

もし、仮に本件で実質的判断を行うとしても、本判決の認定事実からは、

<sup>24</sup> この点、田村教授は「氏名表示権を行使しうる機会に、(法人が)自己の名義を付すことのないような著作物については、あえて無理をして法的な保護を与える必要はない」(田村・前掲注6)382頁)として、「法人名義」そのものが存在することの意義を強調されている。しかし、氏名表示権の本質は、著作者名を表示するか否かも含め、著作者自身が著作者名表示を決定しうる、という点にあるのだから、著作者たる法人が「無名又は第三者名義」で著作物を公表することも、本来は氏名表示権の正当な行使態様として認められるはずであり、自己の名義を付さなかったからといって一概に著作者としての地位を否定するのは妥当ではないように思われる(潮海・前掲注5)235頁脚注148も参照)。作成者側に「自己の著作物である」という認識が乏しく、かつ作成者本人の名義も付されていないような場合(作成者個人の名義の下で公表される場合には、「むやみに剥奪することのできない人格的利益が著作物に付着している」という推測が成り立ちうる(田村・前掲注6)382頁参照))であれば、作成・公表の経緯や著作物の性質等を鑑みて、法人に一応の「公表名義」要件充足性を認め、最終的な従業者・法人間の利害調整を他の要件に委ねることとしたとしても、当事者の均衡を失うことになることまではいえないだろう(職務著作該当性の判断にあたり、他の要件及びその背後にある法人等と従業者の実態関係の重要性を説くものとして、辰巳・前掲注11)549頁)。

<sup>25</sup> このような場合に形式的解釈によって職務著作該当性を否定することは、著作物の性質上、著作権が法人に帰属すると認識した第三者の信頼をかえって害することにもなりかねない。

Y1に有利な事情、Xに有利な事情の双方を読み取ることが可能であるため<sup>26</sup>、結論として「公表名義」要件充足性を肯定しうるか否かは微妙な事例だといえる。だが、そうだとすると、本判決が実質的判断を経ることなく、公表時の法人名義の有無という形式的な観点のみから結論を導いたことには、やはり疑問が残るといわざるを得ない<sup>27</sup>。

#### 4 複製権侵害の成否について

職務著作に該当せず、従業者に権利が帰属する場合であっても、会社の内部で職務に関連して作成された著作物を法人が利用したり、当該法人に著作物の作成を委託した第三者が利用したりする場合には、従業者に帰属する著作権及び著作者人格権の行使を認めるか否かについては、別途考慮が必要であるといえる。本件においても、まさに同様の事情の下で、XのY1及びY2に対する請求が認められるか、が問題となった。

この点については、従業者から法人、第三者への黙示の譲渡契約(ないし利用許諾)を認めることで実際上の不都合を解消することを示唆する見

<sup>26</sup> Y1に有利な事情としては、12年度資料が計装士の資格認定機関に属する会員企業の担当者によって作成されたものであり、かつ、作成者の個性よりも資格保持者に対して必要な知識、情報を伝達することに主眼を置いて作成されたものであること(著作物の性質)12年度資料は、形式的には上司の指示によって作成され、社内のチェックを経て用いられているものであること(作成・公表の経緯)等が挙げられる。一方、Xに有利な事情としては、12年度資料が、講師たるXに与えられた一定の裁量に基づいて作成された著作物であり、その中にはXの個性が反映されている箇所も少なくないこと(著作物の性質)講師応酬の当初の打診やテーマ設定、報酬の支払い等はXとY2の間で直接行われていること(作成・公表の経緯)等が挙げられる。

<sup>27</sup> なお、本件においてはY2が積極的に主張を行っていないが、Xとの関係でY2を「法人その他使用者」と考えれば、講習資料集の表紙にあるY2の名義をもって「公表名義」充足性が肯定される可能性は高いといえる。ただし、本件ではXとY2との間に雇用関係が存在しないため、職務著作の成立にかかる他の要件(特に「職務上作成」要件)の充足性が問題とされることになろう。

解が見られるところであるが<sup>28</sup>、本件においても裁判所は、Y1による13年度資料、14年度資料の作成につき、「黙示の許諾」がなされていた、としてXによる複製権侵害の主張を退けている<sup>29</sup>。

年度ごとの資料の大幅な変更がされないことが前提となっていた本件講習の性質上、Xを引き継いで講習を継続するという目的を達成するためには、そのために必要な講習資料という著作物の利用許諾が黙示的になされていた、と解することが望ましい上に<sup>30</sup>、本件においては、XからY1に対して「何らの留保もなく電子データが交付された」ことや、13年度資料、14年度資料の作成にあたって、Xが後任の講師である訴外Bから計20万円を受け取ったことから、当事者の内心の意思としても「黙示の許諾」の存在が推認可能であるといえ<sup>31</sup>、この点についての裁判所の判断は妥当であると思われる。

## 5 著作者人格権侵害の成否について

### (1)職務関連著作物をめぐる著作者・利用者間の利害調整手法について

<sup>28</sup> 前掲注6)参照。

<sup>29</sup> Xは他にも口述権侵害の主張を行っているが、こちらについては講習資料の性質上、内容が口述されるものではない、として、許諾の有無について判断することなく退けられている。

<sup>30</sup> 田村・前掲注6)481-482頁。田村教授は、「当事者の著作権に対する意識が希薄である場合」の契約解釈の文脈においてこの理を述べられるが、講習資料をめぐる権利の帰趨について当事者の認識が曖昧な中で、雇用契約に基づく業務指示によって「講師業務の引継ぎ」という行為がなされた本件においても、この理は同様にあてはまるように思われる。

<sup>31</sup> ただし後者(20万円の授受)は、通常は見られない特殊な事情といえ、本件のような事案において、このような事情がなければ黙示の許諾の存在が認められないと考えるべきではない。裁判所も「許諾していたことと整合するものである」という表現を用いており、当該事情を黙示の許諾の存在を直接的に基礎付ける事実としては捉えていないように見受けられる。

本件では、Y1及びY2が、講師名として訴外Bの氏名を13年度資料等の表紙に記載し、資料の内容についても一部変更を加えた上で利用していることから、氏名表示権及び同一性保持権侵害の成否が問題となった。

この点につき、職務に関連して作成される著作物については、著作権侵害の成否を判断する場面と同様に、「著作権者が通常の態様で利用する限りにおいてこれを行使しないという明示ないし黙示の同意が存するものとして」取り扱うことで、実際上の不都合を解消することを示唆する見解があるが<sup>32</sup>、過去の裁判例において、現実に明示又は黙示の権利不行使同意の存在が認められた事例は少なく<sup>33</sup>、著作権(特に複製権)につき黙示の包括的許諾の存在を認めた事例であっても、著作者人格権侵害については別途個別に侵害要件該当性が判断されているものが多い<sup>34</sup>。

そして、本件においても、裁判所は著作者による著作者人格権の不行使同意が存在するか否か、という点には積極的に踏み込むことなく、氏名表示権、同一性保持権それぞれについて、個々の要件に照らした侵害成否判断を行っている。

<sup>32</sup> 田村・前掲注6)385頁。

<sup>33</sup> 黙示の同意の存在を認めて同一性保持権侵害を否定した数少ない例として、東京地判平成9年8月29日〔俳句添削第一審〕・判時1616号148頁、長野地判平成6年3月10日〔北アルプス鳥瞰図〕・判例自治127号44頁などが挙げられるが、前者は控訴審において「事実たる慣習」という当事者の主観にかかわらない「客観的事実の問題」として処理されることになった(東京高判平成10年8月4日〔俳句添削控訴審〕・判時1667号131頁)。また、利用者側から黙示の同意の存在が主張されたが認められなかった例も多い(東京地判昭和48年7月27日〔シーサイドレジャー〕・無体集5巻2号243頁、東京高判平成14年7月16日〔小児歯科学教科書〕・最高裁HR(平成14(ネ)1254)など)。東京地判平成16年11月12日〔創英書籍〕・前掲注5)のように、著作者人格権不行使を定めた明示の特約が存在したにもかかわらず、氏名表示権侵害が肯定された事案もある。

<sup>34</sup> 東京高判平成3年12月19日〔法政大学懸賞論文控訴審〕・知裁集23巻3号823頁、東京高判平成10年7月13日〔スウィート・ホーム控訴審〕・知裁集30巻2号427頁。いずれも、出版、複製、販売等の利用行為については許諾合意の存在により著作権侵害が否定されているものの、同一性保持権侵害については一部肯定されている。

後述するように、本判決は、各権利の侵害成否の判断において、Xの「当時の意思」(氏名表示権)や、「客観的事情の認識」(同一性保持権)といった事情を取り込むことによって、Y1、Y2側の著作者人格権侵害を否定しており、個別の要件解釈のレベルで、著作者の一定の同意を推認し、上記見解が説くような従業者と法人・第三者間の利用関係における不都合性の解消を試みているようにも思われる。

しかし、このような帰結に至るまでの論旨には疑問が残る点も多く、本件ではむしろ、複製権に関する黙示の許諾の有無とパラレルに、黙示の権利不行使同意の存否についても論じた方が、他の事例との衡平上は望ましかったように思われる。

## (2)氏名表示権侵害について

本判決は、Xが、12年度資料につき「原告の氏名を著作者名として表示しない」という選択をなしている、と解した上で、13年度資料、14年度資料においてもY1、Y2によって同様の措置がとられており「著作者名の表示に関する原告の当時の意思」に反しない、として氏名表示権侵害の成立を否定した。

名義認定の場面において、「無名又は第三者名義」の著作物とされた以上、12年度資料につき、Xが著作者の氏名を表示しないという選択をしたと理解することは可能であろう。

しかし、12年度資料においては、講師名としてのXの氏名が同時に記載されており、それゆえ著作者の氏名表示を省略したとも考えられるのに対し、13年度以降の資料についてはそのような事情はない。また、13年度資料、14年度資料は12年度資料の複製というだけでなく、一部改変も加えられたものであるところ、そのような場合であってもXの「当時の意思」に反しないものといえるかは疑義のあるところである<sup>35</sup>。

<sup>35</sup> 田村教授は、「原著物に関する既存の表示方法には、あくまでも原著物に対する著作者の立場が示されているに過ぎ(ない)」とし、利用者のところで著作物が改変される場合には、既存の表示方法に従った表示をなすことで氏名表示権侵害

やはりここは、Xが講師業務の交替を承諾し、資料の電子データを交付した、という本件の事情を踏まえた上で「13年度以降の資料についても氏名を表示しない」という黙示の同意の成立を擬制する法律構成の方が妥当といえるのではないだろうか<sup>36</sup>。

## (3)同一性保持権侵害について

本判決は、著作物の性質、著作者であるXの立場を踏まえて個々の変更箇所について検討し、意に反する改変にあたらぬ、あるいは「やむを得ないと認められる改変」(著作権法20条2項4号)にあたる、として13年度資料、14年度資料の変更箇所につき、同一性保持権侵害を否定した。

本判決は、「意に反するか否か」を「社会通念上著作者の意に反するといえるかどうか」という客観的観点から判断されるべき、としており、このような通常の著作者を基準として客観的に「意に反する」か否かを検討する、という見解は、法的安定性の見地から近時提唱されているものである<sup>37</sup>。

しかし、具体的な検討の場面で、「一般的な読み方を示す言葉への置換え」といったものにとどまらず、「より一般的に用いられている用語への置換え」や「平易な表現への置換え」といったものについてまで「改変には該当しない」とした点については、誤植や送り仮名表現の統一<sup>38</sup>、丸囲み、引用線の付け足し<sup>39</sup>、といった軽微な変更に限って「改変」該当性を否定するにとどまっていた従来の裁判例に照らし、かなり突出しているという印象を受けるのは否めない<sup>40</sup>。

を免れることは許されないと説かれている(田村・前掲注6)430頁)。

<sup>36</sup> そのような「黙示の同意」を肯定しえないのであれば、原則どおり氏名表示権侵害を認めざるを得ないように思われる。

<sup>37</sup> 作花・前掲注14)110頁。

<sup>38</sup> 東京高判平成3年12月19日〔法政大学懸賞論文控訴審〕・前掲注34)

<sup>39</sup> 東京高判平成12年4月25日〔ゴーマニズム宣言控訴審〕・判時1724号124頁

<sup>40</sup> 本判決後、「通常の著作者であれば、特に名誉感情を害されることがないと認め

また、著作権法20条2項4号の意義については、学説・裁判例ともに「利用の目的及び態様において、著作権者の同意を得ない改変を必要とする要請」が20条2項1号～3号の「法定された例外的場合と同程度に」存在することが必要、として厳格に解するものが多く<sup>41</sup>、これまでの裁判例においては、送り仮名の変更や読点の切除<sup>42</sup>、平仮名表記の漢字表記への変更や疑問符・感嘆符の付加、改行位置の変更<sup>43</sup>、といったものについても悉く4号該当性が否定されていることを鑑みると、「最新情報の付加や説明事項の追加」、あるいは「資料全体のページ数を増やさないために行われた」切除などについても、「やむを得ないと認められる改変」に該当する、とした本判決の判断には相当無理があるように思われる。

本判決は、上記のような判断を導く「客観的事情」として、12年度資料の講習資料としての特殊な「性質」をいくつか指摘している<sup>44</sup>。

---

られる程度のものであるときは、意に反する改変とはいえない」として、従来に比べると「意に反する改変」に該当する場合を相当狭く解した裁判例が現れたが(東京地判平成18年3月31日〔国語テスト〕・最高裁 HP(平成15(ワ)29709))、それでも、「意に反する改変」に該当しないとされたものは、「挿絵や写真の付加」、「傍線や波線の付加」、「字体の太字への変更」、「注意書きの加筆」、といったものに限られており、「単語、文節ないし文章を加筆」したり、「単語を全く別の単語に置き換え」たりするような行為については、「意に反する改変」に該当する、とされている。

<sup>41</sup> 東京高判平成3年12月19日〔法政大学懸賞論文控訴審〕・前掲注34)、東京地判平成10年10月29日〔SMAP 大研究〕・知裁集30巻4号812頁、東京地判平成13年12月25日〔教科書準拠教材〕・最高裁 HP(平成12(ワ)17019)。また田村教授は、「原著作物の表現の改変を物理的に伴わない利用形態」と「必然的に原著作物の表現の改変を物理的に伴う利用形態」に分け、前者については20条2項1号に匹敵するような理由が必要である、とする(田村・前掲注6)444頁)。

<sup>42</sup> 東京高判平成3年12月19日〔法政大学懸賞論文控訴審〕・前掲注34)

<sup>43</sup> 大阪地判平成13年8月30日〔サウンドノベルゲーム〕・最高裁 HP(平成12(ワ)10231)

<sup>44</sup> 本判決は、12年度資料の性質として、「計装士の資格を有する者に対して、講演内容についての事実を正しく伝え、また、関連する最新の情報を伝えるとともに、講演者の個性ではなく当該分野での経験に基づく専門知識を伝達することが期待

しかし、そこで指摘される事情の多くは、講習実施主体であるY2側の一方的な事情に過ぎず<sup>45</sup>、上記のような突出した判断を正当化する理由としては説得力を欠いているように思われるし<sup>46</sup>、近年唱えられている、著作権法20条2項4号を著作者と利用者との調整のための一般条項として活用する、という見解<sup>47</sup>に立ったとしても、本件で行われたような大がかりな改変を著作者の同意なくして認めることには、なお慎重にならざるを得ない。

続いて、本判決では、「著作者である原告の立場」として、Xが「上記のような客観的事情を十分認識して、講習資料を作成した」ことも判断の基礎としている。だが、このような事情が推認できるのであれば、Xが何らの留保もなく電子データを交付したと合わせて、より端的に、黙示

---

され、予定されている」こと、「5年間同一のテーマで行われる維持講習の資料であって、合綴されて講習資料集としてまとめられるという性質上、他の年度の講習資料と分量的な差異がそれほど生じないようにすることも求められている」こと、「講演の時期に合わせた修正がなされ...用語などについても、当該分野で一般的に用いられている最新のものを選択することが求められている」といった点を指摘している。

<sup>45</sup> 東京地判平成2年11月16日〔法政大学懸賞論文第一審〕・無体集22巻3号702頁においては、掲載雑誌の紙数の都合上、原告論文の付属的な部分を削除した行為につき、「専ら被告側の一方的な理由によるものであって...やむを得ないものであるとは認められない」とされている。田村・前掲注6)445頁参照。

<sup>46</sup> 従来、同一性保持権侵害の成否判断に際して、著作物の性質に着目したものとでは、大阪地裁平成13年8月30日〔サウンドノベルゲーム〕・前掲注43)、東京地判平成16年5月28日〔教科書準拠教材〕・判時1869号79頁、東京地判平成18年3月31日〔国語テスト〕・前掲注40)などがあるが、いずれも同一性保持権侵害を肯定する方向に機能している。また、東京地判平成15年10月22日〔転職情報〕・判時1850号123頁では、「転職情報」に付着している著作者の個性の乏しさゆえに、用字、文末表現の相違や掲載項目の順序入れ替えについても同一性保持権侵害を否定する、という結論が導かれたものと考えられるが、本件で問題となっている著作物はそこまで個性が乏しいものとは言えないように思われる。

<sup>47</sup> 上野達弘「著作物の改変と著作者人格権をめぐる一考察(2・完)」民商法雑誌120巻6号963頁(1999年)。

の権利不行使同意の成立を擬制しうるかどうかが、といった観点から判断を行った方が無理なく結論が導けたように思われる<sup>48</sup>。

## 6 おわりに

以上見てきたように、本判決には、結論の是非はともかく、個々の争点における判断にいくつかの疑義があり、特に、同一性保持権侵害の成否判断に関しては、相当の疑問が生じうるものといえる。

既に述べてきたように、これまで、企業内で職務に関連して作成される著作物をめぐっては、特に第三者が利用主体となる場合の不都合性をいかに解消するかについて議論がなされてきた。

そして、この点につき、当事者間の利害調整を権利帰属判断(職務著作該当性判断)の場面で図る考え方<sup>49</sup>と、権利侵害の成否判断の場面で図る考え方<sup>50</sup>が示されているところ、本判決は後者に近いアプローチを採用したものと位置づけることが可能な事案といえる。

この点につき、権利帰属の場面で画一的に作者者を認定した上で、権利侵害成否の判断において当事者の利害調整を行う後者の手法の方が、法的

---

<sup>48</sup> 同様に、作者者が一定の改変がなされることについて了解し、第三者による編集への参与等を認識していたことを基礎として著作権法20条2項4号該当性を肯定した事例(東京高判平成10年7月13日〔スウィートホーム控訴審〕・前掲注34))があるが、この事例における「改変」(トリミングやテレビコマーシャルの挿入)には、許諾を受けた態様(レンタル・テレビ放映用のビデオ作製)で利用する上では避けがたいものという側面があり、実際になされた改変も最小限度のものに留まっているため、客観的に見ても4号該当性が認められやすかったといえる。これに対し、資料内容の大幅な加除・変更を伴う本件は、客観的には4号該当性を肯定するのは難しい状況であったといえ、それゆえ「黙示の同意」という構成によることの意義もあったのではないだろうか。

<sup>49</sup> 潮海・前掲注5)28-30頁。

<sup>50</sup> 田村・前掲注6)384-385頁。

安定性を確保する上では優れているというのは否定できない<sup>51</sup>。

しかし、著作者人格権に関し、黙示の同意の存在を容易には肯定しないこれまでの裁判実務の下で<sup>52</sup>、権利侵害の成否判断の場面での利害調整を行おうとすると、どうしても本件のような強引な判断を招くことは避けられないのではないだろうか。

そう考えると、対外的信頼保護と作成者の人格的利益の保護の調整、という見地から、権利帰属判断の場面で柔軟な解決を図るというアプローチにも一考の余地はある。

そして、作成者の個性の伝達が期待されておらず、Y2が実施する講習の目的にあわせて随時修正を余儀なくされる、といった著作物の特殊性が強調されている本件では、権利侵害成否の判断場面で利害調整を図るだけでなく、権利帰属判断の場面における職務著作要件の解釈、特に著作物の性質、作成・公表の経緯を踏まえた「公表名義」要件の実質的解釈を通じて、著作物の作成者(従業者)と利用者の利害調整を図る、という途もとりえたように思われる。

なお、本件は控訴されたが、控訴審判決<sup>53</sup>においても本判決と同様に、「公表名義」要件を満たさないことをもって職務著作該当性を否定し<sup>54</sup>、作成者に権利が帰属するとした上で、著作権、著作者人格権侵害を否定することで作成者側の請求を退けている。

ただ、同一性保持権侵害を否定するにあたっては、控訴人(X)が「必

---

<sup>51</sup> この点潮海助教授は、訴訟類型に応じて権利帰属判断の方法を異にするかのような見解をとられているが(潮海・前掲注5)31-32頁)、このように考えると、本来絶対的に決せられるべき著作権の帰属が訴訟類型によって異なってくるという余地が残されることになり、なおさら法的安定性が損なわれるように思われる。

<sup>52</sup> 前掲注33)参照。処分できない一身専属的な権利という著作者人格権の本質を鑑みれば、従来の裁判実務が黙示の同意成立の認定について慎重な姿勢をとっていることも理解できる。

<sup>53</sup> 前掲注2)。

<sup>54</sup> 控訴審においては、「公表名義」充足性の有無に絞った判断がなされており、「発意」要件や「職務上作成」要件といった他の要件については判断されていない。

要に応じて、12年度資料に変更、追加、切除等を加えることも含めて複製を黙示的に許諾していた」と認定した上で、「講習資料作成の目的に沿った必要な範囲内の改変」は、「著作者の同意に基づく改変」にあたる、としており、「著作者の同意」を前面に出した処理を試みている点において注目に値する。

[付記] 本稿は、2006年8月4日に開催された知的財産法研究会における報告内容をまとめたものである。研究会の席上、田村善之先生をはじめとする出席者の方々から貴重なご教示をいただいたほか、本稿の作成にあたっては、田村先生より大変丁寧なご指導を賜った。この場を借りて御礼申し上げたい。